

平成31年2月21日

放置等の行為を禁止する区域及び禁止する物件について

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、那覇港の港湾区域、港湾隣接区域及び臨港地区において、放置等を禁止する区域及び物件を指定したので、次のとおり告示する。

那覇港管理組合

管理者 玉城 康裕



1 放置等を禁止する区域

別指定図のとおり（道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づき停車又は駐車が禁止される場所を除く。）

2 放置等を禁止する物件

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、原動機により陸上を移動させることを目的として制作した用具により牽引して陸上を移動させることを目的として制作した用具

3 指定の適用の日

平成31年4月1日

放置等を禁止する区域

